

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書(処分業者用)

平成 年 月 日

都道府県知事  
(市長又は区長)

殿

届出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、平成 年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況等を届け出ます。

事業場の名称		処分業の許可番号	
事業場の所在地	電話番号		

前年度の4月1日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				受託年月日	処分委託者の名称及び事業場の所在地	委託者の事業場における番号	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等				
合計										

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

前年度中に処分を受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物(電子情報処理組織の使用の有無: )

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				受託年月日	処分委託者の名称及び事業場の所在地	委託者の事業場における番号	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等				
合計										

前年度中に処分したポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				処分年月日	処分方法	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等			
合計									

(第3面)

ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物

廃棄物の種類	番号	生じた廃棄物の種類	運搬方法	引渡し年月日	処分先の名称、所在地及び施設の種類	処分年月日	処分方法	参考事項
合計								

前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

廃棄物の種類	番号	量(単位)	廃棄物の型式等				受託年月日	委託者の名称及び事業場の所在地	参考事項
			製造者名	製造番号	製造年月	容量等			
合計									

(第4面)

- 備考
1. この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分に係る事業場ごとに作成し、6月30日までに提出すること。
  2. 「廃棄物の種類」の欄には、その名称を具体的に記入すること。(例: 高圧トランス、高圧コンデンサ、低圧トランス、低圧コンデンサ、柱上トランス、安定器、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油、感圧複写紙(ノーカーボン紙)、ウエス、汚泥。なお、高圧とは、受電電圧が交流で600Vを超えるものをいう。)
  3. 「番号」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにそれぞれ先頭に「前年度の元号数-」を加えた整理番号(平成13年度の状況を届け出る場合の例: 13-001)を付すこと。ただし、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を容器にまとめて保管している場合であって種類ごとに整理番号を付すことができないときは、保管する容器ごとに番号を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
  4. 「量(単位)」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数(個数)を、その他のものについては質量又は体積を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、低圧コンデンサなどその体積が小さいものを容器にまとめて保管している場合であって台数(個数)を把握することができないときは、質量又は体積を単位とともに記入すること。
  5. 「受託年月日」の欄には、事業者からポリ塩化ビフェニル廃棄物を受け入れた年月日を記入すること。
  6. 「処分委託者の名称及び事業場の所在地」の欄には、処分委託者の名称及び処分委託者がその委託の直前までポリ塩化ビフェニル廃棄物を実際に保管していた事業場の所在地を記入すること。
  7. 「参考事項」の欄には、当該電気機器が電気事業法(昭和39年法律第170号)第38条第4項に規定する自家用電気工作物に該当する場合には、財団法人電気絶縁物処理協会のPCB使用電気機器管理台帳の登録番号を記入すること。また、その他処分の状況等を把握する上で参考となる事項を記入すること。(例: 「絶縁油を抜いたもの」、「ポリ塩化ビフェニルの含有量 %」)
  8. 「合計」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとにその量(単位)の合計を記入すること。
  9. 第2面の「処分年月日」の欄には、受託したポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した年月日を記入すること。
  10. 第2面の「処分方法」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分方法を具体的に記入すること。(例: 焼却、脱塩素化分解)
  11. 「運搬方法」の欄には、自社運搬又は委託運搬の別を記入すること。
  12. 「引渡し年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後に生じた廃棄物を運搬業者又は処分業者に引き渡した年月日を記入すること。
  13. 「処分先の名称、所在地及び施設の種類の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分した後の廃棄物の処分先の名称、所在地及び処分に係る施設の種類の欄には、管理型最終処分場、焼却施設、製鉄施設)を記入すること。
  14. 第3面の「処分年月日」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を処分業者に引き渡した又は自ら処分した年月日を記入すること。
  15. 第3面の「処分方法」の欄には、自社処分又は委託処分の別及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分方法を具体的に記入すること。(例: 「埋立」、「焼却」、「有償売却」)
  16. この届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分についての産業廃棄物管理票(産業廃棄物処理法第12条の3第1項の規定により交付された産業廃棄物管理票又は同条第2項後段の規定により回付された産業廃棄物管理票をいい、同条第3項若しくは第4項又は第12条の5第5項の規定により最終処分が終了した旨を記載したものに限る。)を複写機によりA3判以下の大きさの用紙に複写したものを添付すること。ただし、6月30日において、当該処分した後の廃棄物に係る産業廃棄物管理票の写し(産業廃棄物処理法第12条の3第3項若しくは第4項又は第12条の5第5項の規定による送付を受けた産業廃棄物管理票の写しをいう。)の送付又は産業廃棄物処理法第12条の5第4項の規定による通知を受けていないため添付すべき書類を添付することができないときは、その産業廃棄物管理票の写しの送付のあった日から10日以内に提出すること。
  17. 16の場合において、電子情報処理組織を使用するため添付すべき書類を添付することができないときは、当該これらの書類に代えて、当該これらの書類に記載される事項に相当する事項を記録した電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものを添付すること。
  18. その他環境大臣が定める書類及び都道府県知事が必要と認める書類を添付すること。
  19. 都道府県知事が定める部数を提出すること。